

## 官庁施設の被災情報伝達について



中部地方整備局営繕部  
静岡営繕事務所

## 官庁施設の被災情報伝達について

## 官庁施設の被災情報伝達要領

中央官庁営繕担当課長連絡調整会議  
申し合わせ

申し合わせ

「官庁施設の被災情報伝達要領」及び「被災情報伝達様式」  
について

平成 27 年 7 月 17 日  
中央官庁営繕担当課長  
連絡調整会議申し合わせ  
最終改定 令和 6 年 7 月 19 日

災害発生時において、各省各庁と国土交通省官庁営繕部が連携して官庁施設の被災情報と相互に確認し共有するため「官庁施設の被災情報伝達要領」及び「被災情報伝達手順式」を下記のとおり定める。

なお、「被災情報伝達式」については、「官庁施設の被災情報の共有方策等に係る担当者連絡調整会議」において、運用状況等を踏まえて必要に応じて改定ができることとし、改定した場合は、直近に開催される中央官庁営繕担当課長連絡調整会議に報告するものとする。

記

2. 被災情報伝達様式(様式1、様式2、様式3)

## 要領

## 官庁施設の被災情報伝達要領

- 1. 目的**
- 施設施設は、災害時においても、災害応急対応活動を支える拠点施設となるなど、人事の業務等に円た役割を担うことになる。
- このため、災害が発生した場合は、当該施設に求められる機能が確保されているかを確め、施設管理者は速やかに施設の点検を行う必要がある。その結果、施設が被災し合、施設管理者は継続使用が安全、応急措置を要すると判断し、入居する官署の業務を中止せざるよう所定の措置を早やかに行うにはほか、来訪者等の安全を確保し、二次災に努める必要がある。また、施設の使用が許可可能な時には緊急・設置に関する専門見が必要となる場合があることから、国土交通大臣官庁管理官庁事務総局及び地方整備局において施設管理員（以下、「管理官庁職員」という。）は、各施設の被災情報を迅速な方式で施設管理官への直接的支援を通じて実施することが重要となる。
- このように、災害時には施設管理員と官庁部署間で連携して、行政施設の機能保持の防止に向けて対応する必要がある。職員や通達係等の官庁における状況においても被災情報は情報等を両側面を通じて共有することが重要となる。
- 本資料は、災害時の官庁施設における被災情報の伝達方法を定め、施設管理員と官庁における効率的かつ確実な被災情報の共有に資することを目的とする。
- ※地方整備局：国土交通省地方官庁局、北海道開発局及び内閣府総合企画事務局を指す。
- 2. 対象施設**
- 災害時に国・県・市町村を伝送する施設（以下、「対象施設」という。）は、官公庁等に関する法律第10条（国土交通大臣官庁及び官署等を行う施設）、国会議事堂、特許庁事務所並びに都道府県労働局、労働基準監督署、公共職業安定所及びそれらの下部機関に係る施設とする。
- ただし、以下の施設は例外とする。
- 在外公館
  - 公務員宿舎
  - 皇室御用度のうち宮内府本庁を除く施設
  - 審判法院のうち京都府知事館を除く施設
  - 測定又は通信のみを行う施設
  - 借用施設（公機・民機）
  - 内閣府施設のうち国立年金自立支援施設
  - 厚生労働省施設のうち国民年金事務所兼養護、国立障害者リハビリテーションセンター及びその下部機関
  - 環境省施設のうち国立公園事業及び鳥獣保護区における保全事業による施設
  - 国土交通省施設のうち土木管理関係（河川・道路等の土木構造物を管理するための機能

後に各施設から報告のあった「様式2」(震度5強以上の地域に所在する施設の「被害無し」の

## 被災情報伝達様式

## 様式1

※ 令和5年度（令和5年4月1日～令和6年3月31日）の事業年度に関する報告書です。

※ 令和5年度（令和5年4月1日～令和6年3月31日）の事業年度に関する報告書です。

※ 令和5年度（令和5年4月1日～令和6年3月31日）の事業年度に関する報告書です。

| 事業情報登録書 様式1    |  |         |  |            |  |            |  |      |  |
|----------------|--|---------|--|------------|--|------------|--|------|--|
| 法人番号           |  | 法人名称    |  | 代表者氏名      |  | 事業所所在地     |  | 事業内容 |  |
| 12345678901234 |  | 株式会社ABC |  | 代表取締役 山田太郎 |  | 東京都千代田区千代田 |  | 製造業  |  |

| 事業情報登録書 様式1    |  |         |  |            |  |            |  |      |  |
|----------------|--|---------|--|------------|--|------------|--|------|--|
| 法人番号           |  | 法人名称    |  | 代表者氏名      |  | 事業所所在地     |  | 事業内容 |  |
| 12345678901234 |  | 株式会社ABC |  | 代表取締役 山田太郎 |  | 東京都千代田区千代田 |  | 製造業  |  |

## 様式2

※ 令和5年度（令和5年4月1日～令和6年3月31日）の事業年度に関する報告書です。

※ 令和5年度（令和5年4月1日～令和6年3月31日）の事業年度に関する報告書です。

※ 令和5年度（令和5年4月1日～令和6年3月31日）の事業年度に関する報告書です。

| 事業情報登録書 様式2    |  |         |  |            |  |            |  |      |  |
|----------------|--|---------|--|------------|--|------------|--|------|--|
| 法人番号           |  | 法人名称    |  | 代表者氏名      |  | 事業所所在地     |  | 事業内容 |  |
| 12345678901234 |  | 株式会社ABC |  | 代表取締役 山田太郎 |  | 東京都千代田区千代田 |  | 製造業  |  |

| 事業情報登録書 様式2    |  |         |  |            |  |            |  |      |  |
|----------------|--|---------|--|------------|--|------------|--|------|--|
| 法人番号           |  | 法人名称    |  | 代表者氏名      |  | 事業所所在地     |  | 事業内容 |  |
| 12345678901234 |  | 株式会社ABC |  | 代表取締役 山田太郎 |  | 東京都千代田区千代田 |  | 製造業  |  |

## 様式3

※ 令和5年度（令和5年4月1日～令和6年3月31日）の事業年度に関する報告書です。

※ 令和5年度（令和5年4月1日～令和6年3月31日）の事業年度に関する報告書です。

※ 令和5年度（令和5年4月1日～令和6年3月31日）の事業年度に関する報告書です。

| 事業情報登録書 様式3    |  |         |  |            |  |            |  |      |  |
|----------------|--|---------|--|------------|--|------------|--|------|--|
| 法人番号           |  | 法人名称    |  | 代表者氏名      |  | 事業所所在地     |  | 事業内容 |  |
| 12345678901234 |  | 株式会社ABC |  | 代表取締役 山田太郎 |  | 東京都千代田区千代田 |  | 製造業  |  |

| 事業情報登録書 様式3    |  |         |  |            |  |            |  |      |  |
|----------------|--|---------|--|------------|--|------------|--|------|--|
| 法人番号           |  | 法人名称    |  | 代表者氏名      |  | 事業所所在地     |  | 事業内容 |  |
| 12345678901234 |  | 株式会社ABC |  | 代表取締役 山田太郎 |  | 東京都千代田区千代田 |  | 製造業  |  |

「官庁施設の被災情報伝達要領」及び「被災情報伝達様式」について

# 官庁施設の被災情報伝達要領について

R6.7月改定

## 1. 目的

被災情報共有の目的を共有

- 官庁施設は災害時においても、災害応急対策活動を支える拠点施設などの役割を担う。
- 災害時には、施設管理者と官庁営繕部等※が連携して、官庁施設の機能確保及び二次災害の防止に向けて対応する必要がある、官庁施設の被災情報等を適切に共有することが重要となる。

※官庁営繕部及び地方整備局等官庁営繕関係部局

【施設管理者による災害時の対応】

- ・施設点検
- ・継続使用の可否、応急措置の要否の判断
- ・来庁者等の安全確保 等

【官庁営繕部等の災害時の対応】

- ・優先度に応じた施設管理者への技術的支援(各施設の被災情報を踏まえ、適切に実施)等

○本要領は、災害時の官庁施設の被災情報の伝達方法を定め、施設管理者と官庁営繕部等における効率的かつ確実な被災情報の共有に資することを目的とする。

## 2. 対象施設

国家機関の建築物

対象施設

官公法第10条の施設

- ・合同庁舎
- ・一団地の官公庁施設
- ・一般庁舎 等

- ・国会関係施設
- ・特別会計施設(復興特会、国交省※)
- ・裁判所
- ・会計検査院

- ・国会議事堂
- ・特許庁総合庁舎
- ・都道府県労働局、労働基準監督署、公共職業安定所 等

- ・在外公館
- ・公務員宿舍 等

- ・刑務所
- ・国交省以外の特別会計施設(復興特会施設、特許庁総合庁舎、都道府県労働局、労働基準監督署、公共職業安定所を除く) 等

※土木管理施設(ダム管理所等)、航空管制・保安関係施設及び航路標識関係施設等は除く。

独立行政法人施設等

## 3. 災害に応じた情報伝達内容等

災害の種類・規模、官署に応じて、3つに区分して整理

○災害の種類と規模に応じ、情報伝達を行う対象施設の範囲と伝達内容を次のように設定。

| 地震災害                    |                                  | 津波災害、風水害<br>その他の災害 |
|-------------------------|----------------------------------|--------------------|
| 震度5強以上の地域に<br>所在する全ての施設 | C 震度5弱以下の<br>地域に所在する<br>被害があった施設 | 被害があった施設           |
| A 優先対応施設                | B その他施設                          |                    |
| 被害の有無<br>被害の状況          |                                  | 被害の状況              |

A 優先対応施設 : 災害応急対策活動を実施する施設等(予め設定)

B その他施設 : 上記以外

○大規模災害時における官庁営繕部等の対応

(1) 応急対策活動期(発災直後の初期期)

- ・Aの施設については優先的に被害の有無の把握や技術的支援を実施。
- ・B、Cの施設については要請があれば可能な範囲で技術的支援を実施。

(2) 応急対策活動期後

- ・A、B、Cを区分せずに対応。

## 4. 被災情報の伝達様式

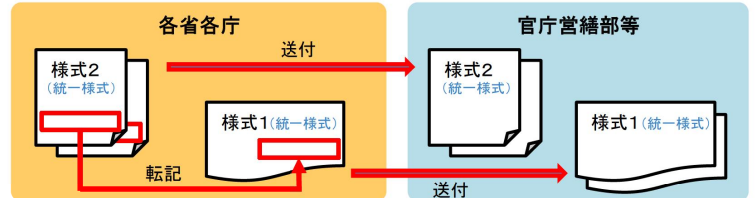
被災情報の伝達様式を統一

○被災情報の伝達は様式1～3によるものとする。

- ・様式1 : 被災情報のとりまとめを行うための様式  
様式2の集計欄の内容を転記する。

- ・様式2 : 個々の施設の被害情報を伝達するための様式

- ・様式3 : 被災部位の写真を添付し伝達するための様式



# 官庁施設の被災情報伝達要領について

R6.7月改定

## 5. 情報伝達ルート(図1参照)

複数の伝達ルートを確認し、情報伝達の確実性を向上

○各省各庁の各施設管理者から国土交通省官庁営繕部に至る被災情報の伝達ルートは、情報伝達の確実性の観点から可能な限り複数ルートを確認する。

○複数ルートを確認した上で、効率化の観点から、予め「メインルート」を設定し、その他のルートの情報と使い分けたりまとめを行う。

## 6. 情報伝達時期

被災概況の早期把握のため、情報伝達の目標時間を設定

○地震災害が勤務時間内に発災した場合、概ね3時間以内に対象施設の被災情報の概況を国土交通省官庁営繕部が把握できるよう伝達する。(図2参照)

○その他の場合は、点検後、速やかに伝達する。

## 7. 情報伝達手段

情報共有の確実性向上のため、信頼性の高い伝達手段を設定

○原則としてパソコンからの電子メールを使用する。電子メールが使用できない場合は、FAX等により伝達する。

## 8. 情報伝達のための平時の準備

円滑な情報伝達のため、平時に必要な対応を明確化

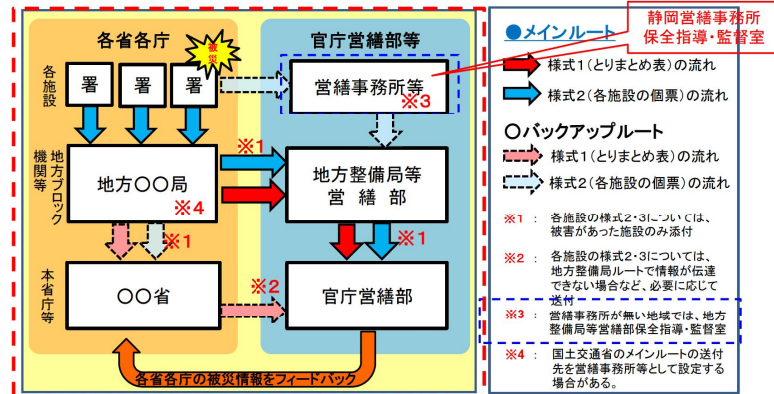
○対象施設の基本情報については、BIMMS-N等で共有されているデータを活用することとし、様式1および様式2については、毎年度BIMMS-Nのデータ確定処理後速やかに、施設情報欄を更新する。

○情報伝達窓口のメールアドレス等を予め確認しておく。また、メールアドレスについては人事異動によらないアドレスの設定に努める。

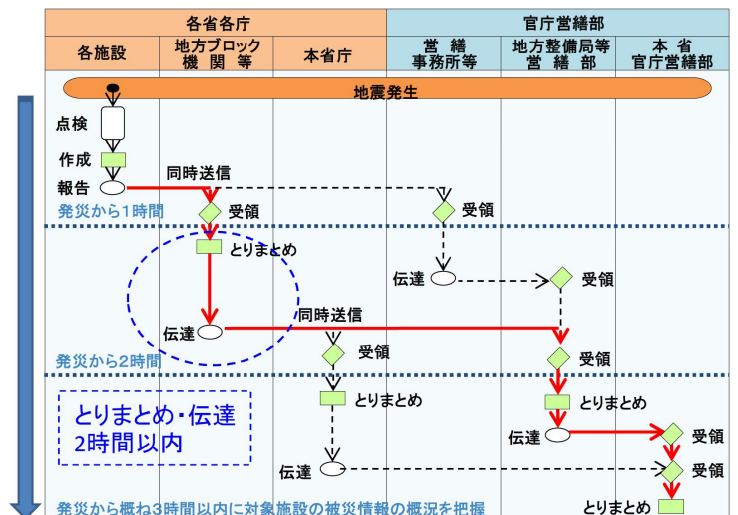
○施設に応じた点検体制の整備に努める。

○合同庁舎では、入居官署間において、施設点検の役割分担や連絡体制のルール化に努める。

○防災訓練の場を活用して情報伝達訓練を実施するなど、被災情報伝達方法の習熟に努める。



【図1】各省各庁から官庁営繕部等への複数ルート確保のイメージ(一例)



【図2】情報伝達ルートと伝達時期のイメージ  
(地震災害が勤務時間内に発災した場合)

→ メインルート  
---> バックアップルート

# 被災情報伝達要領と様式(ダウンロード)について



## 様式1、様式2、3(Excel形式) ダウンロード

# 被災情報伝達要領と様式(ダウンロード)について

中部地方整備局 営繕部ホームページ  
<http://www.cbr.mlit.go.jp/eizen/index.htm>

静岡営繕事務所ホームページ  
<https://www.cbr.mlit.go.jp/shizuei/>

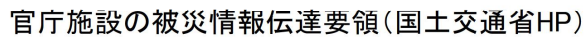


国土交通省 官庁営繕サイト リンク

中部地方整備局HP > 営繕部サイト > 防災・減災 >

> 官庁施設の被災情報伝達要領(国土交通省HP) > サイト飛んで > 官庁施設の被災情報伝達要領等  
 様式1、様式2、3 (Excel形式)  
 ダウンロード 様式1は(空表)

様式 中央官庁営繕担当課長会議申し合わせより

[illegible]

【地方ブロック機関】でとりまとめ  
➡地方整備局(営繕)へ

【各施設管理官署】 **様式2、3の扱い** [ホームページから様式ダウンロード](#)

シート[様式3]

被害写真添付

添付サイズ上限に注意  
(20Mb等) 先ずは概要伝達

ブロック機関へ  
メール送信  
ファイル  
様式2、3

転記用シート2添付  
 (削除しない)  
 表形式Excelで送信  
 (転記のため)

各施設から  
(ファイル様式2, 3)  
[転記用シート

The screenshot shows a detailed accounting ledger in Japanese. At the top, there's a header with '科目' (Account) and '金額' (Amount). Below this, a table lists various accounts and their corresponding amounts. A large blue arrow points to the left margin of the ledger, and the text '様式1へ合体' (Merge to Form 1) is overlaid on the image, indicating a function to merge data into a specific format.

地方整備局へ  
メール送信  
様式1  
様式2、3

表形式Excelで送信

〔転記用シート2〕（短冊）コピーペースト

## 被災情報伝達の様式の送信先アドレス

愛知県・岐阜県・三重県・静岡県内 【地方ブロック機関】

愛知県・岐阜県・三重県内 【各施設管理官署】

→ 中部地方整備局 営繕部

[cbr-eizen-hisaidentatsu-pc@gxb.mlit.go.jp](mailto:cbr-eizen-hisaidentatsu-pc@gxb.mlit.go.jp)

エイゼン ヒサイデンタツ

ブロック機関(メインルート)送信 → 様式1、様式2、様式3

各施設(バックアップルート)送信 → 様式2、様式3

(静岡県内 【地方ブロック機関】)(CC同報)

静岡県内 【各施設管理官署】

→ 静岡営繕事務所

[cbr-shizueihisaidentatsu@gxb.mlit.go.jp](mailto:cbr-shizueihisaidentatsu@gxb.mlit.go.jp)

シズエイヒサイデンタツ

ブロック機関(参考)送信 → 様式1、様式2、様式3

各施設(バックアップルート)送信 → 様式2、様式3

## BIMMS-Nから施設一覧をダウンロード

ブロック機関の様式1 BIMMS-Nからエクスポート

<https://bimms-n2023.mlit.go.jp/hozenweb/>

エクスポート様式1

被災情報伝達対象の施設リスト(様式1形式) →

注)管理施設全てのリストではない  
(被災情報伝達対象施設のみ)

BIMMS-N画面

対象施設名など  
入力済み

③エクスポート選択 → ④被災情報伝達様式ボタン → ⑤実行

※ID・PWは官署毎に確認  
整備局ではPW管理なし

中部地整の様式1は総務部イントラに掲載  
(公園施設を除く)

# BIMMS-Nから施設一覧をダウンロード

被災情報伝達対象以外を含めた  
管理施設全ての一覧が必要な場合

BIMMS-Nからダウンロード

**基礎情報**

エクスポート → 基礎情報 → 実行

基礎情報

宿舎等も含むリスト  
入居している施設の全リストではありません  
(管理施設のみ。例えば管理外で入居の合庁等は含まれません。)

被災情報伝達対象について（補足）

国家機関の建築物  
**対象施設**

官公法第10条の施設

- ・合同庁舎
- ・一団地の官公庁施設
- ・一般庁舎 等
- ・国会関係施設
- ・特別会計施設（復興特会、国交省※）
- ・裁判所
- ・会計検査院
- ・在外公館
- ・公務員宿舍 等
- ・国会議事堂
- ・特許庁総合庁舎
- ・都道府県労働局、労働基準監督署、公共職業安定所 等
- ・刑務所
- ・防衛施設
- ・国交省以外の特別会計施設（復興特会施設、特許庁総合庁舎、都道府県労働局、労働基準監督署、公共職業安定所を除く）

※土木管理施設（ダム管理所等）、航空管制・保安関係施設及び航路標識関係施設等は除く。

独立行政法人施設等

**BIMMS-N画面**

タブ「一般事項」の下段

グリーンハッチ部分  
国交省担当者入力欄

☒ 被災情報伝達対象

被災情報対象は、伝達要領に基づき国交省担当者（営繕）で入力